

防犯モデルマンション申請上の注意事項

- 1.「共用部照度プロット図」は、申請時の必要添付書類となっているが、現地審査時に「所定箇所照度測定結果資料」を提出しなければならないことから、主に外部は予定照度を図面上に表記することで可とする。

例；申請時の配置図

①オートバイ・自転車置場、②駐車場、③通路、④児童公園、広場又は緑地等、については、3ルクス以上の照度を確保する。

- 2.メールボックスの施錠については、図面に「施錠可能」の表記で可とする。

- 3.各階共通の事項は、代表する図面上に表記すれば可とする。

例；各階共用廊下及び階段の照度は床面において全て20ルクス以上とする。

例；面格子位置については2階から10階まで共通とする。

- 4.エレベーターの扉は、全階防犯窓付が必須要件となるので、エレベーター詳細図において表示する。また、防犯カメラの位置及び2箇所以上の非常ボタンの位置についても同様とする。（追加される非常ボタンの位置は、奥側が望ましい）

なお、防犯窓を設置できない場合は、エレベーター出入口付近にかご内部を確認できるモニターを各階に設置すること。

ただし、エレベーター内の非常ボタンを押した場合、エレベーターは最寄り階で自動停止する構造とするなどの補完措置を講じれば、1階のみのモニター設置で足りることとする。

※防犯窓；(社)日本エレベーター協会が定める「共同住宅用エレベーターの防犯対策基準」(床面から110cm 縦70cm 横20cm)であること。

- 5.止むを得なくストレートタイプの立樋を採用する場合は、有効なよじ登り防止措置をしているか、図面上で表示をする。

- 6.防犯カメラの記録装置については、記録装置の仕様が明示されているカタログ等の写しを添付する。（記録の保存期間は、一週間以上が望ましい。）

- 7.侵入が予想されるバルコニーに面する住居の窓（通常1階）は、鍵付クレセント等の設置、面格子など侵入防止措置を図面上表示する。専用庭に面する住居の窓及び柵・垣根も同様とする。

- 8.1階の共用廊下等オートロック内に侵入を防ぐためのフェンス等の高さは、1.8メートル以上が望ましい。また、外側から足をかけて登ることを困難にするなど、侵入を容易にさせない構造のものとし、これを図面上で表示する。

- 9.住居の玄関扉については、①材質・構造②補助錠③ドアスコープ、ドアチェーンなどについて建具表に明記する。